

大阪信用保証協会は、信用保証協会の公共性と社会的責任を認識し、信用保証機能をもって、中小企業者の金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいりました。

今般、令和 2 年度経営計画につきまして、実施状況に係る自己評価を行いました。自己評価にあたりましては、立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授 博士（工学） 名取隆氏、公認会計士・税理士 石川明彦氏、弁護士・社会保険労務士 木部徹之氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

当協会の自己評価の要約とあわせて、「外部評価委員会」の意見をここに公表いたします。

（文中（注 1）～（注 3）については 10 頁の「用語説明」をご参照ください。）

1. 業務環境

大阪府内の中小企業者を取り巻く経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことから、依然として厳しい状態が続いており、先行きが不透明な状況にあります。

金融面においては、企業向けの資金繰り支援融資の増加を主因として、貸出残高が前年度を上回り、預金残高も増加し手元流動性が高まりました。

令和 2 年度の大阪府内の企業倒産（負債総額 1 千万円以上）は、㈱東京商工リサーチの調査によると、件数は 1,056 件、金額は 1,639 億円となりました。厳しい経済情勢が続くなか、コロナ禍におけるさまざまな支援策が奏功し、件数ベースでは前年度の 1,217 件を下回りました。

今後、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化した場合、企業倒産は増加する懸念があり、引き続き予断を許さない状況にあります。

2. 事業環境

1 保証承諾

保証承諾は、新型コロナウイルス感染症の影響により苦境に立たされている中小企業者の資金繰り支援に積極的に取組んだ結果、件数で137,979件（対前年度比379.1%）、金額では3兆2,387億円（同356.3%）となり、計画を大きく上回りました。

2 保証債務残高

保証債務残高は、件数219,757件（対前年度比148.5%）、金額4兆611億円（同184.0%）となり、計画を大きく上回りました。

3 代位弁済

代位弁済は、新型コロナウイルス感染症に係る保証による資金繰り支援が奏功し、件数1,863件（対前年度比62.5%）、金額250億円（同68.4%、事業計画比62.5%）となりました。

4 実際回収

実際回収は、金額105億円（対前年度比85.4%、事業計画比102.3%）となりました。有担保求償権の減少や第三者保証人を徴求しない無担保求償権の増加等、回収環境は厳しさを増していますが、担保処分等に一層注力するとともに、保証協会サービス（注1）の積極的活用など求償権管理の強化・効率化への努力を重ねた結果、事業計画を上回る結果となりました。

■主要業務数値

（金額単位：億円）

	件数	金額	計画	計画達成率
保証承諾	137,979 (379.1%)	32,387 (356.3%)	8,000	404.8%
保証債務残高	219,757 (148.5%)	40,611 (184.0%)	20,500	198.1%
代位弁済	1,863 (62.5%)	250 (68.4%)	400	62.5%
実際回収	—	105 (85.4%)	103	102.3%

※（ ）内の数値は対前年比を示しています。

3. 決算概要

令和２年度の決算概要（収支計算書）は以下のとおりです。

	(金額単位：億円)
経常収入	356
経常支出	228
経常収支差額	128
経常外収入	413
経常外支出	533
経常外収支差額	△120
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	8

令和２年度は、保証債務残高が事業計画を大きく上回り、保証料収入等の経常収入が計画額を上回ったことから、経常収支差額は128億円となりました。

一方、経常外収支差額は、保証債務残高の増加に伴い責任準備金を積み増したことなどから、マイナス120億円となりました。

この結果、当期収支差額は8億円となりました。

令和２年度の当期収支差額8億円については、4億円を収支差額変動準備金（注２）に、残る4億円を基金準備金（注２）に繰り入れました。

令和２年度末の基本財産は、上記当期収支差額からの造成分のほか、令和２年度中に提携保証（注３）の契約に基づき受け入れた金融機関からの負担金2億円を基金（注２）に繰り入れた結果、1,268億円となりました。

4. 業務運営方針・重点課題の取組状況

1 保証部門

中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

- 役員、企画統括部門による金融機関本部への定例訪問を通じ、情報共有や意見交換を行い、連携体制の構築等を図りました。また、担当部署による金融機関営業店担当者との面談など、日常的な対話を通じて、金融機関との連携強化に努めました。
- 金融機関とのリスク分担状況を把握するため、保証申込時にプロパー支援状況の確認を行っていますが、「プロパー融資あり」の割合は前年度実績を上回るとともに、全国平均値も上回る結果となりました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰り等に支障をきたしている中小企業者に対しては、特別相談窓口および休日相談窓口（電話相談窓口）を設置し、保証制度の案内や金融機関を紹介するなど、きめ細やかに対応しました。

適正保証の推進、安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り改善

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するために、保証関係業務を最優先業務と定め、保証部におけるプロジェクトチームの組成およびその他間接部門による審査業務サポートワーキングチームの設置などを行い、全協会をあげて保証審査業務に注力しました。また、保証審査業務の迅速化を図るため、主要6金融機関に本部職員の派遣を要請し、当協会の事務所で当該金融機関からの保証申込案件の内容確認等を依頼しました。
- 上記の結果、保証承諾は総保証で3兆2,387億円（対前年度比356.3%）となり、年度累計で当協会の創立以来過去最高額となりました。また、「新型コロナウイルス感染症対応資金保証」の保証承諾額は全国トップの2兆3,996億円となりました。加えて、保証債務残高は4兆611億円（対前年度比184.0%）となり、平成26年度の大阪府・市協会合併以降初めて増加に転じ、平成13年度以来19年ぶりに4兆円を超過しました。
- 喫緊の課題である事業承継問題に対しては、経営者保証を不要とする保証制度を創設しました。なお、当該保証制度をはじめ、事業承継に係る保証を金融機関に対し周知し、利用の促進を図った結果、保証承諾は712百万円（対前年度比1,019.3%）となりました。
- 大阪府警・大阪府暴力追放推進センター等の関係機関との情報交換を行い、反社会的勢力排除・不正利用防止に努めました。

経営支援、再生支援等の推進

- 「大阪府中小企業支援ネットワーク会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインツールを活用のうえ開催しました。同会議では、コロナ禍における経営改善支援等の事例発表などを通じて関係機関と情報共有を行い、支援環境の強化を図りました。また、経営サポート会議についても、一部オンラインツールを活用のうえ開催し、同会議に基づく経営改善サポート保証を活用した借換等により、経営改善や金融機関取引の正常化支援に努めました。
- セーフティネット保証（5号認定分）、危機関連保証、経営力強化保証等の利用先に対し、金融機関と連携のうえモニタリングを行い、中小企業者の業況把握に努めました。また、必要に応じて、経営サポート事業を利用した経営診断等の提案を行いました。
- 経営サポート事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問による事業案内が制約を受けましたが、下期から一部オンラインツールを活用し実施しました。なお、オンラインツールを活用した経営支援は、全国の保証協会に先駆けた先進的な取り組みとなりました。
- 金融機関から事故報告を受けた場合には、速やかに中小企業者の実態把握に努め、再生の可能性が見込まれる中小企業者に対しては、条件変更や借換を提案するなど、中小企業者の実情に即した再生支援に努めました。
- 再生支援業務を円滑かつ適正に促進するため、中小企業再生支援協議会等支援機関を定期的に訪問し、連携強化に努めました。なお、新たに設けられた「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール」制度については、その制度主旨や取扱開始に伴う課題などをあらかじめ整理していたことから、数多くの相談を受けたものの、スムーズな支援を実施することができました。また、このような取り組みの結果、中小企業再生支援協議会事業への貢献が認められ、中小企業再生支援全国本部から3年連続で感謝状を授与されました。

創業支援、事業承継支援等による地方創生等への貢献

- 創業スクールを、「会場参加」と「オンラインツール活用」の併用により開催しました。同スクールでは、専門家からビジネスプランの立て方や創業時のポイントを解説いただくとともに、創業者間のネットワーク構築に寄与しました。
- 「OSAKA ビジネスサポートフェア」を、オンラインツールを活用のうえ開催しました。同フェアでは、創業、第二創業、事業承継に関する悩みを持つ方だけでなく、コロナ禍で苦境にある中小企業者を対象とし、有識者・先輩起業家による講演のほか、専門家や金融機関等による相談会等を実施しました。
- 他機関が主催する会議等に参加のうえ、事業承継に関する保証制度の周知と情報共有を行い、事業承継支援に係る取り組みの強化を図りました。

3 回収部門

求償権管理の強化・効率化

- 期中管理部門と連携し回収相手方の状況等の把握に努めるとともに、代位弁済後は、回収相手方に応じた効果的な回収手段を選択のうえ迅速な回収に努めました。
- 無担保求償権については、原則として保証協会サービサーへ委託し、債務者等の資産や収入状況の把握を徹底し、一括または増額返済を促す督促を強化しました。また、誠意なき相手方に対しては、費用対効果を勘案しながら法的措置を実施し、求償権管理の強化に努めました。
- 回収見込みのない求償権については、管理事務停止や求償権整理を促進するとともに、一部弁済による連帯保証債務免除を実施することにより、求償権のスリム化を図り、求償権管理の効率化に努めました。

4 その他間接部門

経営基盤等の強化・充実

- 令和2年4月に発令された緊急事態宣言を受け、当協会において感染者が発生した場合、事務所機能の一部に麻痺が生じる懸念があることを踏まえ、緊急事態対策本部等を設置し、時差出勤体制の構築、事務所内のレイアウトの見直し、Web会議の実施等、各種感染予防対策を講じました。
- コロナ禍における中小企業者からの保証申込急増に対応するため、保証審査担当者を大幅に増員するなど、協会全体として保証審査業務に注力する体制を構築しました。
- インターンシップでは、業務内容だけでなく、当協会の雰囲気や職員の魅力を感じていただくことに努め、インターンシップ参加者を対象とした早期選考を行った結果、優秀な人材を採用することができました。
- 「女性活躍推進法にかかる一般事業主行動計画」のもと、男女の区別なく活躍できる組織とするため、年度初頭に理事長から全職員に向けて意思表明を行うとともに、適度な休暇取得を推進するなど、職員が働きやすい職場環境づくりに努めました。
- BCP推進会議を開催し、平常時対応・緊急事態対応の周知を図りました。また、本店および全支店において避難訓練を実施するとともに、全役職員向けの安否確認訓練を行いました。
- 堺支店については、事務所移転計画どおり9月23日から新事務所での営業を開始しました。

顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- 顧客サービス向上委員会を開催し、各部支店の委員を通じて、職員の顧客サービス意識の向上を図りました。
- 当協会 Web サイトに、新型コロナウイルス感染症対策に関する特設ページを開設したほか、LINE の運用を開始するなど、情報発信ツールの拡充を行うことで、わかりやすくかつタイムリーな情報提供に努めました。
- 大学への出張講義、プレスリリースによる情報発信およびマスメディア（テレビ取材）への対応により、当協会の役割を周知するなど認知度向上に努めました。

ORBIT コンピュータシステムの機能強化

- ORBIT システムについて、保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、システムの安定運用に努めました。
- 保証手続きの電子化では、その要となる共通プラットフォームについて全国信用保証協会連合会等とともに検討を行い、実装する機能・稼働時期について方針を固めました。また、協会内部では、電子化に対応するための ORBIT システムの機能強化に着手したほか、債権書類の PDF 保存等のシステム対応を実施しました。
- 保険枠照会システムの稼働により、ORBIT システム・COMMON システムの全参加協会を対象とした照会が可能となりました。

5. 外部評価委員会の意見

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特別相談窓口および休日相談窓口を設置し、経営に支障をきたしている中小企業者からの相談に対し親身に対応されています。

急増する保証申込に対して保証関係業務を最優先業務と定め、保証業務に従事する職員の増員、本店保証部におけるプロジェクトチームの設置および保証部門以外の部門によるワーキンググループの設置に加え、主要6金融機関へ職員の派遣を要請して連携を図るなど、「新型コロナウイルス感染症対応資金保証」をはじめとする各種保証制度を活用し、迅速かつきめ細やかな資金繰り支援に努められ、「新型コロナウイルス感染症対応資金保証」の保証承諾額について全国トップとなられたことを評価します。

○令和2年4月に発令された緊急事態宣言を受け、貴協会において感染者が発生した場合、事務所機能の一部に麻痺が生じる懸念があることを踏まえ、緊急事態対策本部等を設置し、時差出勤体制の構築、事務所内のレイアウトの見直し、Web会議の実施等、各種感染予防対策を講じ、危機管理態勢を維持・強化されているものと評価します。

○喫緊の課題となっている事業承継問題に対しては、経営者保証を不要とする保証制度を創設され、またリーフレットを作成し金融機関をはじめとする関係機関に周知を図られました。その結果、事業承継に係る保証承諾額は前年度を大きく上回っており、事業承継に係る保証の利用促進に努められているものと評価します。

加えて、事業承継に係る課題を有する中小企業者に対し個別相談会を実施されるなど、事業承継支援についての積極的な取り組みが行われているものと評価します。

○経営サポート事業については、新型コロナウイルス感染症の影響から実施が困難となり、計画値を下回ったものの、全国の保証協会に先駆けてオンラインツールを活用するなど、創意工夫されて取組まれているものと評価します。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、経営支援の重要性は一層高まることからウイズコロナ・ポストコロナにマッチした経営支援への取組みに期待します。

- 「OSAKA ビジネスサポートフェア」では、オンラインツールを活用し、専門家による相談会や有識者による講演等を実施され、感染防止対策や利便性の高さなどが参加者の満足度にもつながっています。
また、創業予定者等を対象とした「創業スクール」についても、オンラインツールを活用し開催されるなど、コロナ禍においても経営支援に注力されているものと評価します。
- 期中管理部門において案件の早期見極めを行い、代位弁済不可避な案件については、回収相手方の状況や所有資産の把握に努め、代位弁済後は、回収相手方に応じた効果的な回収手段を選択のうえ、迅速な回収に努められています。
このほか、回収の可能性が低いまたは無い求償権については、管理事務停止や求償権整理を促進し、回収可能な案件に注力できる態勢を整えることで回収業務の効率化に努められていると評価します。
今後、代位弁済の増加とそれに伴う無担保求償権の増加等により、回収環境が悪化することも懸念されますので、改正された民事執行法上の財産開示制度の活用など回収のさらなる強化に努められることを期待します。
- 貴協会 Web サイトに、新型コロナウイルス感染症対策に関する特設ページを開設されたほか、LINE の運用を開始されるなど、情報発信ツールの拡充を行うことで、わかりやすくかつタイムリーな情報提供に努められています。

用語説明

注 1：保証協会サービサー（保証協会債権回収㈱）

平成 13 年 1 月に全国すべての信用保証協会の共同出資により設立された債権回収専門会社で、信用保証協会の有する求償権、主に無担保求償権の回収業務を受託しています。

注 2：基金・基金準備金・収支差額変動準備金

基本財産は、一般企業の「純資産の部」に該当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格を有しており、基金、基金準備金にて構成されています。

基金は、一般企業の資本金、出資金に該当するもので、大阪府等からの出捐金（国からの基金補助金を含む。）と金融機関からの負担金により組成されています。

基金準備金は、過去の収支差額を積み立てたものであり、年度末決算時に、収支差額の余剰について、収支差額変動準備金繰入れ後の差額を繰入します。

収支差額変動準備金は、信用保証協会の収支が景気動向等により、大きく変動し、基本財産を毀損することがないように設けられた準備金で、対外信用力の維持・向上を図るために、収支差額のうち 50%を上限として、収支差額変動準備金に繰入れ、基本財産とは別に、積み立てることが認められています。

注 3：提携保証

提携保証は、取扱いを希望する金融機関と覚書を締結し、金融機関が一定の与信基準を満たしていると判断した顧客層を対象に、的確かつ簡易、迅速な保証を行うことにより、中小企業金融の円滑化に資することを目的としています。